

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：アフリカ地域ソーシャル・スタートアップ支援
メカニズム具体化に向けた情報収集・確認調査
(QCBS)

調達管理番号：23a00290

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章 4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年8月2日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年8月2日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域ソーシャル・スタートアップ支援メカニズム具体化に向けた情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2023年10月～ 2025年1月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の30%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の10%を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Hagiwara.Yoko2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 民間セクター開発グループ 第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年8月8日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年8月16日 12時
3	質問への回答 8月8日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年8月14日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年8月21日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年8月24日 12時
7	プレゼンテーション	2023年8月30日 16:00～18:00
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年9月13日 9:30
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件

3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4.(3)日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限: 上記4.(3)参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル及びプレゼンテーション資料

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4.(3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名: 「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記4.(3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）～4）の経費と5）～6）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

（3）提出先

1）プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2）見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（4）提出書類

1）プロポーザル・見積書

2）プレゼンテーション実施に必要な資料

3）別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（5）電子入札システム導入にかかる留意事項

1）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。（[URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html](https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html)）

2）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

（2）評価方法

1）技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たって

の視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\textcircled{1} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} = 100 \text{点}$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4. (2)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100点

それ以外の見積額(N)：価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4. (3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. 協力準備調査業務等の追加可能性

本件調査は基礎情報収集・確認調査として実施するものですが、本件調査の対象となっているソーシャル・スタートアップ支援エコシステム形成のための支援について、我が国政府が無償資金協力の検討を開始する可能性を有しています。我が国政府より、ソーシャル・スタートアップ支援エコシステム形成における無償資金協力事業を想定した協力準備調査の実施にかかる了承がなされる場合には、本件調査内容に追加して、対象となる無償資金協力事業のための協力準備調査に必要な調査業務を追加して発注することを想定しています。追加調査業務の発注に際しては、発注者・受注者が協議して、契約変更を行うものとします。

なお、無償資金協力事業を想定した協力準備調査業務を追加発注する場合は、次項「12. 資金協力本体事業への推薦・排除」が適用されます。

12. 資金協力本体事業への推薦・排除

本調査に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・実施監理コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

本件調査は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件調査実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件調査の受注者は、本調査の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・実施監理コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件調査の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本調査（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「アフリカ地域ソーシャル・スタートアップ支援メカニズム具体化に向けた情報収集・確認調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 事業の背景

効率的・効果的な社会課題の解決及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成には、先端の科学技術等を活用したソーシャル・スタートアップ²の役割に、近年期待が寄せられている。一方、途上国ではスタートアップ³を促進・成長させるエコシステム⁴の整備が遅れている面もあり、政策や制度の整備、スタートアップの育成を促進する支援機能とともに、その持続的な成長のための必要な資金の供給も課題となっている。

途上国に対する資金フローは民間資金が ODA 資金を大きく上回っており、SDGs 達成のためには追加的に年間約 2.5 兆ドルが必要とされていることなどから、開発協力における民間資金の役割が増加している。しかしながら、民間資金が社会的課題の解決に向けた事業に活用されるためには、事業リスクを緩和する取り組みが必要であり、ODA による民間資金動員・触媒機能が重要となっている。また、開発のための国際的な公的及び民間資金、並びに、ブレンディッド・ファイナンス⁵を含むその他の革新的資金調達メカニズムも、社会的課題に対する共同の取組を高めていく上で重要な役割を担うことができると認識されている。

こうした背景の中、JICA では「アフリカ地域起業家支援に係る情報収集・確認調査（2019 年～）」を通じ、シード・アーリー期を対象とした金融ファンド設立及び運営

² ソーシャル・スタートアップとは、社会課題の解決を目的とし、従来にはない発想で革新的なソリューションを具現化し、経済的価値と社会への効果（インパクト）を両立することを目指す起業家のことを指す。

³ 本調査のスタートアップの定義は、既存ビジネスモデルを活用した起業家の「スモールビジネス」ではなく、従来は市場に存在しない製品やビジネスモデルに取り組む革新的な（インノベティブ）起業家のことを指す。

⁴ エコシステムとは、スタートアップの事業形成やその成長などで重要な役割を果たすベンチャーキャピタル（VC）、アクセラレーター、インキュベーター、教育機関、行政機関等のスタートアップが勃興して成長するために必要なプレイヤーのことを指し、本調査ではこれらを総称してエコシステムと呼ぶ。

⁵ ブレンディッド・ファイナンスとは、SDGs 達成に向けた民間投資を拡大するために、政府機関等の公的資金を「触媒的な資本」として利用することにより、民間資金の動員を図る投資スキーム。

に向けた課題の整理を実施した。アジア地域においては「起業家・中小企業育成のための官民基金連携に係る基礎情報収集・確認調査（2021年）」及び「インパクト投資⁶のための技術協力ファシリティ⁷、エコシステム形成に係る基礎情報収集・確認調査（2022年）」を通じ、ソーシャル・スタートアップ企業に対する資金提供や技術支援を行う新たな支援体制を検討し、それらの企業に対する日本の技術の活用（マッチング）、事業化計画の策定支援、製品・サービスの市場化検証（Product Market Fit：PMF）等を通じた支援方法の検討を実施した。これらの先行調査から、技術協力や資金協力事業を活用して JICA が途上国政府と共に先導的にソーシャル・スタートアップの育成に取り組むことで、投資リスクの軽減に寄与し、ODA を民間資金動員の触媒として機能させ、結果として民間資金が社会課題解決に向けた取組に活用され得ることが確認された。加えて、資金協力と同時に技術協力を実施することによって、スタートアップ支援に係る相手国政府の役割を強化する支援の重要性が確認された。また、日本の企業や研究機関が有用な技術を有しており、スタートアップ等がその技術を事業に活用することで大きな社会的インパクトをもたらし得る可能性と両者のマッチングの必要性についても確認された。

また、2023年4月にクラスター事業戦略「イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援（Next Innovation with Japan：NINJA）」を策定し、開発途上国のスタートアップがイノベーションを創出し、現地の社会課題解決や、新しい産業及び雇用機会の創出を通じて開発途上国の経済成長を促進することを目指している。同戦略の中では、JICAによる協力の方針として「スタートアップ・エコシステム」を構築・発展させ、イノベティブな「スタートアップ」が継続的・自律的に創出・育成される状況を実現し、中でも、特に社会課題を解決するスタートアップの育成に注力することとしている。

2016年頃からアフリカスタートアップへの投資は活発化し、スタートアップへの投資額は、2020年は減少するものの、コロナ禍の中でも、2021年以降も堅調に伸びている。国別では、ナイジェリア、南アフリカ、ケニア、エジプト、ガーナが投資を多く集めているが、各国の事情により投資を集める背景やビジネス環境が異なっている。アフリカ全体ではフィンテックが投資総額の3割を占めており、ナイジェリアではその傾向が強いが、一方、ケニアは燃料や農業、エジプトは物流・宅配、配送といった物流デジタル化が大きい割合を占めるなど、特徴がある。

JICA は開発途上国におけるビジネス・イノベーション創出に向けた起業家支援活動として、2020年に Project NINJA を始動した。起業家支援・イノベーション推進のためのアドバイザーをナイジェリアやエチオピア、ガーナに派遣実績がある他、ケニアにおいてもスタートアップ支援のための研修プログラムを試行的に実施している。専門家による活動では、インキュベーション・プログラム、アクセラレーションプログラム、日本企業との協業促進など、多数の活動を支援しており、スタートアップ支援やイノベーション促進に関する質の高いプログラムが拡大している。また、JICAによる協力を実施していないアフリカの他の国々のスタートアップ・エコシステムメンバーとのネ

⁶ インパクト投資とは、社会的事業を行う企業、組織、ファンドへ投資することによって、社会的成果と財務的リターンの両立を目指す投資。

⁷ 技術協力ファシリティとは、エコシステムによるスタートアップの起業や事業拡大を促進させる役割や機能を指し、インパクト投資ファンドがスタートアップの成長に必要な事業資金を供給し、技術協力ファシリティがスタートアップの成長に必要なビジネス開発サービスを提供することによって成長を促進する。

ットワーキングも活発に行われており、アフリカにおけるスタートアップ・エコシステムの今後更なる発展が期待されている。

本調査では、これらの先行調査や技術協力の結果を踏まえ、対象国においてソーシャル・スタートアップが持続的に誕生・成長していくエコシステムの形成・強化のために必要な支援について、ソーシャル・スタートアップを支援するインパクト投資ファンドの組成を含め、技術協力及び資金協力について検討を行い、効果的な支援方法を取り纏める。

第3条 事業の概要・目的

本業務では、ナイジェリア、ケニア、ガーナを対象国とし、新しい技術や従来にない発想で社会課題を解決するソーシャル・スタートアップの育成を促進するエコシステムの形成・強化のために必要な支援について、対象国政府の政策・制度に対する、技術協力、資金協力の方法等について検討する。

スタートアップ・エコシステムの概況や、カウンターパート候補となる現地政府機関やビジネス支援団体等、対象国における投資ファンドビジネスの市場概況、類似する対象国向けインパクト投資ファンド等の先行事例について確認を行う。併せて、投資候補先として有望な現地企業の発掘及び資金ニーズを調査する。これらの結果を取り纏めて、対象国の技術協力ファシリティの形成・強化方法及びオンショアの官製又は官民インパクト投資ファンドの形成方法、これらに必要な政府及び公的機関の役割を検討し、エコシステム形成の効果的な支援手法を検討する。特に、オンショアの官製又は官民インパクト投資ファンドの形成については、対象国の方針、対象国内に登録された企業への投資を通じた国内資本市場の育成を目的することを念頭においてストラクチャー等を検討する。

第4条 業務の範囲

本業務は、「第3条 業務の概要・目的」を達成するために、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「第7条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第5条 実施方針及び留意事項

(1) 発注者内の実施体制

本業務については、経済開発部民間セクター開発グループを中心に、関係部署から構成されるプロジェクトチーム（以下「チーム」という）が推進する体制としている。また、外部の有識者から、専門的視点による助言を求めることを予定している。このため、受注者は、チームの事務局としての役割を担い、発注者内外の関係者間と密に連絡をとりつつ、業務全体の進捗、成果の発現状況を報告しながら業務を行うこと。

(2) 先行調査の成果の活用

先行調査「インパクト投資のための技術協力ファシリティ、エコシステム形成に係る基礎情報収集・確認調査」では、以下の五つの機能を具備したエコシステムの形成を検討した。

- ①優先社会課題の特定
- ②ソーシング（社会課題を解決する技術を発掘）
- ③製品・サービスの市場化検証（Product Market Fit：PMF）
- ④インパクト投資ファンドによる投資
- ⑤社会インパクトの評価

これらのうち技術協力ファシリティとして②ソーシング、③製品・サービスの市場化検証（PMF）、⑤社会インパクト評価の各機能の持つべき要件を検討した。併せて④インパクト投資ファンドの組成方法の検討を行った。

③の製品・サービスの市場化検証（PMF）の機能については、以下の三つの内容を検討した。

（ア）PMF 計画機能

（イ）PMF 資金管理機能（事業計画の概念実証（Proof Of Concept：PoC））支援を含む

（ウ）PMF モニタリング機能

また、先行調査においては、技術協力ファシリティの試行実施として、有望スタートアップ6社を選定して②製品・サービスの市場化検証（PMF）支援を実施し、その結果を技術協力ファシリティの検討に反映させた。

本業務では、これらの検討結果を参考に、技術協力及び資金協力の形成に向けた具体的な検討を進める。

本業務に先行して、アジア地域（インドネシア、ベトナム、バングラデシュ）を対象に、「アジア地域ソーシャル・スタートアップ支援メカニズム具体化に向けた情報収集・確認調査（QCBS）」を実施している。同業務から得られた検討結果を随時確認した上で、本業務に活用し、技術協力及び資金協力の形成に向けた具体的な検討を効率的に進めることとする。

（3）対象国における優先順位

調査対象国はナイジェリア、ケニア、ガーナを対象とする。本業務実施にあたっては、まずはナイジェリアにおいて優先的に情報収集を行う。

対象国においては、今まで以下の技術協力及び基礎情報収集確認調査において、ソーシャル・スタートアップの育成を促進するエコシステムの形成・強化を実施している。これらの協力から得られた知見や教訓、対象国政府機関や民間機関とのネットワークも、本業務に効率的に活用することが望ましい。

- ① ナイジェリア：「起業家支援・イノベーション推進アドバイザー」を2021年9月より派遣中。ナイジェリアのスタートアップ・エコシステム強化における、国家デジタルイノベーション庁の能力強化のため、インキュベーション・プログラムやアクセラレーションプログラムの実施支援、日本企業を含む民間企業との連携促進、スタートアップ法案の実行促進を支援。

- ② ケニア：「アフリカ地域スタートアップ・エコシステム形成にかかる情報収集・確認調査」を通じて、効果的なアクセラレーションプログラムの構築、当該プログラムへの民間企業の参画推進、ビジネスマッチングによる日本・アフリカの連携推進を実施。また、「企業競争力強化プロジェクト」を通じて、スタートアップ支援のケニア国内における連携体制構築を支援。
- ③ ガーナ：「カイゼンを用いた企業振興プロジェクト」において、「成果3：スタートアップ支援の質が向上する」を実施するため、長期専門家を派遣。NINJA Lean Program と名付けたインキュベーション・プログラムを実施。

（４）対象国政府が取り組むべき事項の検討について

本業務により検討する、ソーシャル・スタートアップ育成エコシステムの形成・強化のための技術協力及び資金協力については、対象国政府が政策・制度を対応させることによって実現可能となることが含まれると想定される。特に、オンショアでのインパクト投資ファンドの組成については、許認可制度、税制、インセンティブ制度など、制度変更や新制度の整備が必要となることが考えられるため、相手国政府が取り組むべき事項について、網羅的かつ具体的に検討を行うこと。現地（オンショア）に政府が関与するファンドを設立する意義としては、同ファンド設立のためには従来型産業育成とは異なる政策枠組み（技術、資金両面）の構築が必要であり、有効な政策枠組や具体的な法制度整備などの仕組みが新たに構築されること、またこれらの取り組みにより、対象国政府のオーナーシップ喚起に貢献すると考えられるためである。

なお、本業務で検討する技術協力及び資金協力の形成に向けて、JICA と対象国政府が協議を行うことが考えられるが、本業務のコンサルタントは、その協議に必要な資料の作成や検討内容の説明等、協議を効果的に進めるために支援を行うこと。

（５）対象国の政策、制度、法制度等に関する調査について

本業務ではオンショアでの官製又は官民共同出資のインパクト投資ファンドの組成を含めた協力の検討を行うことから、対象国及び我が国の法制度上の確認について不足なく実施する必要がある。対象国政府の現行の関連法制度の確認とインパクト投資ファンドを組成する際の問題点の分析、ファンド組成に必要な法制度の改正内容、これら必要な手続き及び担当政府機関の確認、併せて、その支援の実施に関して日本の法制度における問題の有無も含めて、確認を行うこと。

（６）技術協力の検討について

技術協力の検討にあたっては、（ア）エコシステム全体の形成・強化に関する支援、（イ）技術協力ファシリティの形成・強化に関する支援について検討し、併せて（ウ）インパクト投資ファンド組成に関する支援についても、必要な支援内容について具体的に検討すること。

（７）インパクト投資ファンドの検討について

本業務では、先行調査を参考に、我が国の無償資金協力の活用可能性として、官製又は官民共同出資のインパクト投資ファンドの組成に関する検討を行う。対象国政府が組成するオンショア型のファンドを想定し、対象国政府資金を同ファンドへ LP (Limited Partnership)⁸ 出資することを想定し、無償資金協力の活用可能性を検討する。対象国におけるファンドの組成方法に関する具体的な検討を行うと共に、①無限責任組合員 (General Partner)⁹ 免許の取得、②ファンド財務報告書、③官製又は官民共同出資のインパクト投資ファンドに関する先行事例の調査、④資金調達手段の法解釈の明確化、⑤キャピタルゲイン課税、⑥資本市場に関わる法制度等についても現行(法)制度からの制約、ファンド組成に必要な(法)制度の改善内容等を確認する。

また、⑦同ファンドの組成に関連して、対象国において海外のファンド GP によってファンドが組成される場合や海外の LP 投資家によって投資される場合の法制度等の課題についても検討すること。また、海外ファンドが既に既存ファンドを組成・運営している場合、同オンショアファンド組成・運用にあたっての利益相反リスク等の課題点についても整理すること。

併せて、⑧同ファンドの有望な出資先となりえるスタートアップのステージの考え方、そして投資先候補となるスタートアップのロングリスト及びショートリストについて検討すること。(下記(9)の有望スタートアップの情報収集と共通)。既存の官及び民間ファンドの投資ステージや投資戦略(投資通貨(現地通貨や米ドル等)を含む)等を考慮し、同インパクトファンドの投資戦略について分析すること。

本業務では我が国政府の無償資金協力の可能性の検討を行うため、及び協力準備調査業務が追加される可能性に鑑み、無償資金協力事業に関して、案件形成の流れと必要な手続き、政府間手続(EN, GA)、及び資金の流れ等に係る知識を有する従事者を配置すること¹⁰。本案件が日本国からの無償資金協力であること、対象国(特に、ナイジェリア)でのオンショアファンドの設置を前提として、提案書において現時点で想定されるファンドのストラクチャー、投資戦略等について提案することも可とする。

(8) インパクト測定・マネジメント(IMM)の検討について

社会インパクト評価(インパクト測定・マネジメント(Impact Measurement and Management: IMM))手法については、本業務により検討するインパクト投資ファンドを含んだエコシステムにおいて、実用的かつ効果的な評価手法を検討していく必要がある。社会課題解決のインパクトを示す重要指標であるが、指標の設定方法及びデータの収集方法が確立していないこと、また、スタートアップにとってはデータ収集のために必要である一方、負担の大きいものである点に留意が必要である。先行調査を参考にしつつ本業務においても検討を進めること。社会インパクト評価(インパクト測定・マネジメント)が対象国の投資判断の中でどのように求められているのかについても確認した上で検討を行うこと。

現地のスタートアップ等により、事業が実現した場合に当該事業がもたらす便益のうち金銭的リターンとは別の社会・経済上の便益を客観的・定量的に評価する仕組みを

⁸ 有限責任組合員: LP (Limited Partner) とは有限責任組合員のことで、ファンドの運営に出資額を限度としてのみ責任を負う組合員のことである。

⁹ 無限責任組合員: GP (General Partner) とは無限責任組合員のことで、ファンドの運営に責任を負う組合員のことである。

¹⁰ プロポーザルでは要員計画の中に記載すること。

インパクト投資分野で先行的に知見を有する他団体等へのヒアリング等を通じて検討する。保健・医療、公衆衛生、農業、教育分野の各分野に含まれ、対象国でニーズの高い課題に対応した社会的便益（例：医療サービスアクセスの改善、ワクチン接種率向上、特定疾患の検査率向上、母子・貧困層の栄養改善、農産品育種開発のスピード向上、農業を担う人手不足を補う生産性向上、農産品取引価格を踏まえた生産管理）を網羅的に提案した上で、調査対象国のニーズ、対象国政府の方針、当該国での ODA 実施方針から照らして、優先度の高い領域を JICA と協議の上抽出する。抽出した領域について、インパクトを具体的に測定する方法案（測定項目案、測定方法、頻度等）を提案し、JICA との協議を通じて、妥当性、客観性、測定可能性、測定における合理性・経済性の観点から、より合理的で効率的な指標案と手法を抽出して提案する。

（９）対象国の有望スタートアップの情報収集及び有望スタートアップと日系企業とのマッチング可能性の検討について

対象国において、本調査で検討するインパクト投資ファンドを含むエコシステムの支援の対象候補となるソーシャル・スタートアップをリストアップする。（上記（７）のインパクト投資ファンドの有望な出資先となりえるスタートアップのリスト化と共通）

リストアップに際しては、革新的技術を有するスタートアップ、日系企業とのマッチング可能性のあるスタートアップ、日本へのリバースイノベーションが期待できるスタートアップ等に注目し、民間が投資対象としづらい社会的インパクトが優先される分野のスタートアップを重視しつつ、できるだけ多くのスタートアップをリストアップし（ロングリスト化）、その中から詳細検討として、より社会的インパクトや期待値が高いスタートアップのショートリストを作成すること。

スタートアップと日系企業のマッチングの仕組みについては、日系企業への継続的な情報提供や日系企業とスタートアップのビジネスマッチング、投資相談等の機会を定期的に提供する仕組みを検討し、有効に機能する方策について検討する。

（１０）広報・対外発信について

本業務において、投資家、日系企業、スタートアップ等に対外的アナウンス・広報を行う場合は、タイミング、内容、方法について計画段階から発注者に十分な相談の上、承認を得たうえで行うこと。

（１１）関係機関とのアポイントメント

本業務は、対象国政府からの個別の要請を踏まえて実施する業務ではないことに留意すること。先方政府関係機関へのアポイントメントの取り付けについては、受注者にて対応することを原則としつつ、各国の状況を踏まえ、発注者がアポイントの取り付けを支援するので、調査スケジュールを前広に相談すること。

第 6 条 業務の内容

（１）インセプションレポートの作成・説明及び協議

受注者と協議の上、先行調査、既存資料の内容を確認し整理したうえで、調査の実施方針・内容・手法・作業計画を検討し、インセプションレポートを作成し、受注者の承認を得る。

(2) スタートアップ・エコシステムの現状及びその分析を通じた課題の把握

対象国における近年のスタートアップ・エコシステムの発展状況、エコシステムにおける主要プレイヤーの活動概要、インパクト投資ファンドの状況、投資先セクター・企業・ステージなど現状について整理し、課題を抽出する。特にスタートアップ企業に対する直接的なインパクト投資の現状についてレビューを行う。

(3) 現地スタートアップエコシステムを構成する組織との連携可能性検討

対象国のスタートアップを取り巻く組織（インキュベーター、スタートアップハブ、アクセラレーター、VC、大学）をリストアップするとともにこれらのスタートアップ支援の組織形態、経験、能力（組織規模、事業量、資金量、対象セクター）、課題、今後の発展可能性を、インタビュー等を通じて把握する。

その上で、後述（5）の対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進する技術協力、（6）の官製・官民インパクト投資ファンドの組成において連携可能性について検討する。

(4) 対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進する政策、法制度等の検討および他ドナー・開発金融機関の当該分野における支援内容等（インパクト投資ファンド形成に関するものを含む）のレビュー¹¹

対象国の現地ソーシャル・スタートアップを育成するエコシステムの形成とその強化に関係する政策及び法制度等の情報収集と分析を行う。そのうえで、対象国におけるエコシステムの形成・強化を促進する政策及び法制度、対象国内でオンショアのインパクト投資ファンド形成に必要な政策及び法制度の具体的な検討を行う。対象国のインパクト投資のマーケットの定義を確認し、スタートアップ側の資金需要及び投資家、ベンチャーキャピタル等の資金供給に関する予測を行う。先行調査を参考に連携可能性のある組織や政策、法制度の検討で重要なカウンターパートとなる組織の整理、連携および協議支援を行う。

また、他ドナー・開発金融機関の当該分野における支援内容、インパクト投資ファンドの形成やその強化策、それらの現状と課題等のレビューを行い、下記（5）～（6）で実施される検討に活用する。

（調査項目）

- ① ソーシャル・スタートアップ育成のエコシステム形成・強化に関係する政策及び法制度の情報収集と分析
- ② 対象国のインパクト投資のマーケットの定義、スタートアップ側の資金需要の予測及び投資家、ベンチャーキャピタル等の資金供給の予測

¹¹ 対象国の法制度の確認及び必要な改訂の検討を行う際の検討項目、及びその調査方法について、プロポーザルで提案すること。

- ③ エコシステムの形成・強化を促進するための政策及び法制度の検討
- ④ インパクト投資ファンドの形成に必要な政策及び法制度の検討
- ⑤ 他ドナー・開発金融機関の当該分野における施策等のレビュー
- ⑥ JICAによる対象国との協議の実施支援

(5) 対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進する技術協力の検討¹²

対象国においてソーシャル・スタートアップ育成エコシステムの形成・強化を促進・発展させるための政策、法制度、税制、インセンティブ制度、施策等の整備を目的とした対象国政府機関および官民の支援機関や団体の機能拡充等の技術協力を検討する。また、対象国における重要な業界関係団体・組織の役割を確認、整理し、可能な連携圏の模索や、そのための協議支援を検討する。加えて、ソーシャル・スタートアップに対する製品・サービスの市場化検証（PMF）支援等の技術支援ファシリティ及びインパクト投資後のハンズオン支援の仕組み、具体的な手法を検討する。

なお、対象国政府の政策、法制度、税制、インセンティブ制度、施策等の整備に関する技術協力の形成や資金協力への理解の醸成促進を想定し、対象国の関連省庁の行政官を対象に本邦招へい及び現地セミナーを実施する。（本邦招へいは無償資金協力事業形成の可能性のある1か国を対象とし、1回実施する。現地セミナーは本邦招へいを実施しない2国において各1回の実施を想定する。）¹³

（調査項目）

- ① ソーシャル・スタートアップ育成のエコシステム形成・強化を促進するための政策・法制度の整備（法制度・税制・インセンティブ制度等）、政府機関の機能拡充等の協力の検討
- ② エコシステム形成・強化を促進するための官民の支援機関・団体の機能拡充等の協力の検討（重要な業界関係団体等の整理、連携可能性を含む）
- ③ ソーシャル・スタートアップに対する製品・サービスの市場化検証（PMF）支援及びインパクト投資後のハンズオン支援に関する検討
- ④ ソーシャル・スタートアップを育成するエコシステム全体の発展のための施策

(6) 対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進する官製・官民インパクト投資ファンドの組成に関する検討¹⁴

¹² 対象国のエコシステムの発展段階及び現行の機能について整理し、今後必要となる追加機能及び強化が必要な機能の素案について、プロポーザルで提案すること。

¹³ 本邦招へい及び現地セミナーについて、現段階で考えられる目的、内容、対象等をプロポーザルで提案すること。なお、現地セミナーはJICA事務所の会議室や対象国政府機関の会議室を利用し、関係者が集まるかたちで実施することを想定し、会場費、日当、交通費等の費用は計上しないこととする。

¹⁴ 対象国において考えられるオンショアの政府系ファンドの概要案及びその組成に必要な課題として考えられる事項について、プロポーザルで提案すること。ファンドの概要案については、現時点で考えられるインパクト投資ファンドについて、複数のストラクチャー案や投資方針（案）を提案すること。その提案について、メリット／デメリット、実現可能性について可能な範囲で考察すること。

先行調査における検討結果を参考に、官製又は官民のインパクト投資ファンドの組成と運営に必要な事項について具体的に検討する。ファンドの基本構想について整理し、その構成、機能、運営方法等の基本的な事項に加えて、投資家を集めるための工夫やファンドにおける JICA の役割についても検討する。また、官民ファンドの可能性がある場合には、ファンドへの民間からの資金動員を前提としたガバナンス体制の在り方について、投資委員会、投資状況報告、ファンドマネージャー（日本人を想定）が果たす役割等を検討する。また、これらの検討にあたっては、対象国の優秀な人材の活用方法を検討する。

ファンドの基本構想の検討については、民間ファンドや先方政府の類似ファンド等との比較、優位性及び留意点・課題等も検討する。我が国政府を含む、国内外の官民ファンドを含む公的ファンドの組成及び運営方法（ファンドのガバナンス等を含む）に係る先行事例を調査し、このような事例の経験や課題・教訓を踏まえて、ファンドの基本構想を検討すること。

ファンドの構成と機能の検討については、民間投資の動員方法、レバレッジ効果等についても検討し、過去の事例をベースに動員可能な金額や内容を推計する。

ファンド組成に必要な法制度、税制、インセンティブ制度等の検討については、必要な制度改善等について詳細かつ具体的な検討を行う。

ファンドの投資戦略案の検討にあたっては、投資家へ投資を募る際に説明する資料の案も作成する。（和文、英文にて作成する）

上記の検討を踏まえ、ファンドの設立及び運営、制度改善等と連携する技術協力を検討・整理する。

（調査項目）

- ① インパクト投資ファンドの基本構想の検討
- ② インパクト投資ファンドの構成と機能の検討
- ③ インパクト投資ファンドの運営方法の検討
- ④ インパクト投資ファンドのガバナンスに関する検討（投資委員会、投資状況報告、ファンドマネージャー等について）
- ⑤ インパクト投資ファンドの組成に必要な法制度、税制、インセンティブ制度等に関する詳細検討
- ⑥ インパクト投資ファンドの投資戦略案の検討
- ⑦ 対象国における投資先候補のロングリスト（100社以上）作成および詳細検討対象となるショートリスト（10社以上）の作成（下記（8）①と共通）
- ⑧ インパクト投資ファンドの組成及び運営と連携する技術協力の検討（技術協力には（7）を含むが、それ以外についても必要に応じて検討・提案すること）

（7） インパクト測定・マネジメント（IMM）に関する手法及び必要な能力強化支援の検討

先行調査の内容および上記（4）における他ドナー等での事例を参考に、ソーシャル・スタートアップに対するインパクト測定・マネジメント（IMM）の具体的な仕組み

と手法を検討し、併せてその実施のために必要な能力強化支援を検討する。スタートアップのインパクト向上による企業価値向上についても、情報を整理し事例を蓄積するなどの検討を行う。検討結果については、投資家・起業家向けセミナーを開催し、本業務での検討結果及び国際基準に沿ったインパクト測定のためのデータ収集や公開を行うソーシャル・スタートアップの事例を発信し、市場の啓蒙を図る。

(調査項目)

- ① インパクト測定・マネジメント (IMM) 手法に関する検討
- ② IMM 手法の実施のために必要な能力強化支援の検討
- ③ IMM を行うソーシャル・スタートアップの事例発信

(8) 対象国の有望スタートアップの情報収集及び有望スタートアップと日系企業とのマッチングの仕組みの検討

(調査項目)

- ① 対象国における投資先候補のロングリスト (100 社以上) 作成および詳細検討対象となるショートリスト (10 社以上) の作成 (上記 (6) ⑦と共通)
- ② 日系企業 (日系スタートアップを含む) 及び研究機関が保有する有用な技術と現地のスタートアップ企業等とのマッチングメカニズムの検討

(9) 調査結果と報告書の取り纏め

上記 (1) - (8) の調査結果をふまえた、インパクト投資ファンドを含めたソーシャル・スタートアップを育成するエコシステムの形成・強化を促進するアクションプランの策定

本調査結果をドラフトファイナルレポートとしてとりまとめ、JICA 経済開発部に説明し、コメントを取り付ける。なお、同報告書については、JICA 経済開発部民間セクター開発グループの他、官民連携やイノベーション促進などに関心のある者に向けて本業務の最終報告会を行うことを想定している。受注者はファイナルレポートに基づき、発表資料を作成し、当日発表を行い、議事録を作成する。チームおよび最終報告会のコメントを反映させた上で上記 (1) ~ (8) の過程で作成した全ての文書を添付したファイナルレポートを提出する。

第7条 報告書等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、ファイナルレポートとし、最終成果品の提出期限は契約履行期限の末日とする。

報告書名	提出時期	部数
インセプションレポート	契約締結後1か月以内	電子ファイルのみ (和文・英文)
プログレスレポート①	2024年2月中旬	電子ファイルのみ

		(和文・英文)
プログレスレポート②	2024年8月中旬	電子ファイルのみ (和文・英文)
ドラフトファイナルレポート	2024年12月中旬	電子ファイルのみ (和文・英文)
ファイナルレポート	2025年1月末	製本版：和文7部・英文7部 CD-R：6枚

(2) 報告書の仕様

ファイナルレポートについては製本することとし、その他の報告書等は電子ファイルでの提出とする。報告書等の仕様（印刷・製本及び電子化の仕様）は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzw/jj-att/ind_guide.pdf) を参照し、製本する。

(3) 報告書作成にあたっての留意点

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。
- ② 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。
- ③ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

(4) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員に提出する。

(5) 収集資料

対象国における候補先企業に関する資料、各種連携先との協議録等、業務終了時に契約期間中に収集した資料及びデータを提出する。資料及びデータは項目ごとに整理し、JICA 様式による収集資料リストを付した上で調査終了後発注者に提出する。

記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト

提出時期：最終成果品提出時

別紙 1：報告書目次案

別紙 2：プロポーザルにて特に具体的な提案を求める項目

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、調査期間が限られることから、各目次項目における比重の置き方については、発注者と適宜協議の上、調査を行うものとする。なお、以下目次案中のカッコ書き部分は、当該項目内で特に詳細な調査を要する事項を示す。

第1章 調査の概要

- 1-1 調査の背景
- 1-2 調査の概要
 - 1-2-1 調査の目的
 - 1-2-2 調査対象地域
- 1-3 調査団と調査工程
 - 1-3-1 調査団の構成
 - 1-3-2 調査スケジュール
- 1-4 調査結果の概略

第2章 インパクト投資エコシステムの現状及びその分析を通じた課題のレビュー

- 2-1 ナイジェリア
- 2-2 ケニア
- 2-3 ガーナ

第3章 現地スタートアップエコシステムを構成する組織との連携可能性のレビュー

- 3-1 ナイジェリア
- 3-2 ケニア
- 3-3 ガーナ

第4章 対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進する政策、法制度の検討および他ドナー・開発金融機関の当該分野における支援内容等（インパクトファンド形成に関するものを含む）のレビュー

- 4-1 ナイジェリア
- 4-2 ケニア
- 4-3 ガーナ
- 4-4 他ドナー・開発金融機関

第5章 対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進する技術協力の具体的な提案

- 5-1 ナイジェリア
- 5-2 ケニア
- 5-3 ガーナ

第6章 対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進するインパクト投資ファンドの組成に関する具体的提案

- 6-1 インパクト投資ファンドの基本構想の検討

- 6-2 インパクト投資ファンドの構成と機能の検討
- 6-3 インパクト投資ファンドの運営方法の検討
- 6-4 インパクト投資ファンドのガバナンスに関する検討
- 6-5 インパクト投資ファンドの設立に必要な法制度、税制、インセンティブ制度等に関する詳細検討
- 6-6 インパクト投資ファンドの投資戦略
- 6-7 対象国における投資先候補
- 6-8 インパクト投資ファンドの組成及び運営と連携する技術協力の検討

第7章 インパクト測定・マネジメント（IMM）に関する手法及び必要な能力強化支援の検討

- 7-1 インパクト測定・マネジメント（IMM）手法に関する検討
- 7-2 IMM手法の実施のために必要な能力強化支援の検討
- 7-3 IMMを行うソーシャル・スタートアップの事例発信

第8章 対象国の有望スタートアップの情報収集及び有望スタートアップと日系企業とのマッチングの仕組みの検討

- 8-1 対象国における有望スタートアップ
- 8-2 有望スタートアップと日系企業のマッチングの仕組みについて

第9章 調査結果の取り纏め、技術協力及び無償資金協力の形成の進め方について

以上

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	対象国の法制度の確認及び必要な改訂の検討を行う際の検討項目、及びその調査方法について	第2章第6条 業務の内容 (4) 対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進する政策、法制度の検討および他ドナー・開発金融機関の当該分野における支援内容等(インパクトファンド形成に関するものを含む)のレビュー
2	対象国のエコシステムの発展段階及び現行の機能について整理し、今後必要となる追加機能及び強化が必要な機能の素案について	第2章第6条 業務の内容 (5) 対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進する技術協力の検討
3	対象国において考えられるオンショアの政府系ファンドの概要案とその組成に必要な課題として考えられる事項について (複数のストラクチャー案や投資方針(案)、メリット・デメリット、実現可能性を含めること)	第2章第6条 業務の内容 (6) 対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進する官製・官民インパクト投資ファンドの組成に関する検討
4	本邦招へい及び現地セミナーについて(現段階で考えられる目的、内容、対象等)	第2章第6条 業務の内容 (5) 対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進する技術協力の検討

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：スタートアップ育成のエコシステム及びインパクト投資ファンドに係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／エコシステム形成・強化

➤ 政策・法制度

➤ インパクト投資ファンド

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 17.00 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／エコシステム形成・強化）】

① 類似業務経験の分野：スタートアップ育成のエコシステム及びインパクト投資ファンドに係る各種業務

② 対象国及び類似地域：ナイジェリア・ケニア・ガーナ及びアフリカ地域

③ 語学能力：英語

④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：政策・法制度】

- ① 類似業務経験の分野：スタートアップ育成の政策及び法制度に係る各種業に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：ナイジェリア・ケニア・ガーナ及びアフリカ地域
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：インパクト投資ファンド】

- ① 類似業務経験の分野：インパクト投資ファンドの組成に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

なお、インパクト投資ファンド分野の従事者については、我が国政府の官民ファンドを含む公的ファンドの組成及び運営方法（ファンドのガバナンス等を含む）に係る経験・知見を有する団員を配置すること（ファンドマネージャーの経験があることが望ましい）。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は2023年10月に開始し、2025年1月の終了を目途とします。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 29.00 人月（現地：20.00 人月、国内：9.00 人月）

「本邦招へいに関する業務人月 0.5 を含む（本経費は定額計上に含まれる）。

なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連し JICA が契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。」

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/エコシステム形成・強化（2号）
- ② 政策、法制度（3号）
- ③ 技術協力
- ④ インパクト投資ファンド（3号）
- ⑤ 日系企業マッチング
- ⑥ 社会インパクト評価
- ⑦ 無償資金協力の形成支援

第1章 1.1 に記載した通り、本件調査については、無償資金協力を想定した協力準備調査に必要な調査業務を追加発注する可能性があります。

当該追加業務に係る追加の業務量目途は約6人月を想定しておりますが、発注者側の現時点での想定であるため、具体的業務量及び従事者構成は、変更契約の交渉において、発注者・受注者で協議するものとします。したがって、当該追加業務に係る一切の費用は上限額に含めません。

3) 渡航回数を目途 全 36 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

なし

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- ナイジェリア：「起業家支援・イノベーション推進アドバイザー」活動進捗報告書
- ケニア：「アフリカ地域スタートアップエコシステム形成にかかる情報収集・確認調査」活動進捗報告書、「企業競争力強化プロジェクト」活動進捗報告書
- ガーナ：「カイゼンを用いた企業振興プロジェクト」「成果3：スタートアップ支援の質が向上する」長期専門家 活動進捗報告書

2) 公開資料

- 全世界 スタートアップ・起業家支援に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12363149.pdf>
- 全世界 起業家・中小企業育成のための官民基金連携に係る基礎情報収集・確認調査ファイナル・レポート（2021年3月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12336087.pdf>
- 全世界 インパクト投資のための技術協力ファシリティ、エコシステム形成に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート（2022年12月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000049218.pdf>
- クラスタ事業戦略「イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援（Next Innovation with Japan; NINJA）
https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/private_sec/ku57pq00002cub2j-att/ninja_strategy.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

JICA が定める国別の「安全対策措置」（随時更新）の最新版を確認いただき、行動規範を遵守願います。

また、JICA が策定している国別の「安全対策マニュアル」を必ず渡航前に一読ください（同マニュアルは、JICA の国別安全対策情報 HP（URL：<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>）からアクセス可能です。（ログイン ID とパスワードは別途ご連絡します）

ナイジェリアについては以下のとおり。

なお、以下に必要な安全対策経費については別見積りに計上してください。

<行動規範>

- ・ 宿泊は、JICA 事務所が指定するホテルのみ。それ以外に宿泊する必要がある場合は必ず事務所の事前承認を得ること。
- ・ 地上波携帯電話を携行すること。
- ・ （空港送迎含む）警護警官依頼が必要な場合は、手配書を 10 営業日前までに 事務所案件担当者に提出すること。

<空港送迎（アブジャ）>

- ・ 夜間、早朝（日没～日出）は車両 2 台以上（JICA 関係者は防弾車）によるコンボイで移動すること（夜間、早朝の空港移動は、行程上やむを得ない場合を除き行わない）
- ・ 日中（日出～日没）は、普通車 2 台以上のコンボイで移動すること。
- ・ いずれの時間帯においても武装警護警察官は最低 3 名帯同させること（武装警察官の手配書を 10 営業日前までに事務所案件担当者に提出する）。
- ・ 空港ターミナルにおける緊急時の連絡用に、できるだけ日本（もしくは滞在国）から国際ローミングが可能な携帯電話を持参すること。

<空港送迎以外>

- ・ ナイジェリア アブジャの Federal Capital City (FCC) を除くエリアの移動は、警護警官を備上しての移動が求められます。

<武装警護警察官の手配について>

1) 基本的な考え方

警察官による警護の関係上、後部座席に警察官も含め 3 人座ることが不可。従い、警察官を伴う場合、旅行者が 2 名以上で必然的に自動車は 2 台以上必要となる。日本人渡航者が 2 名以上の場合は、各車両に警察官を 1 名ずつ配備する。

2) 単価

見積りもしくは積算の際に以下の単価を採用する（単位：Naira）。

警察官日当：6,000Naira/人・日

警察官夜間警備費：8,000 Naira /人・日

警察官宿泊費：実費精算（2 人一部屋を基本とする）

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teams によるカメラオンでの実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月-2023年4月追記版)」(以下同じ)を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積りにて提出。

【上限額】

195,227,000円(税抜)

なお、定額計上分 5,000,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積りには含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(2)別見積りにしている項目を含みません。

なお、本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

(2) 別見積りについて(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) 上限額を超える別提案に関する経費
- 6) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(3) 定額計上について

定額計上した各経費について、上述（2）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦招へいにかかる経費	特特記第2章第6条(5)	5,000,000円	直接経費と受入期間の業務人月0.5人月(3号を想定)の報酬を含む	・報酬 ・国内業務費

(5) 見積価格について、

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。
（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

ナイジェリア：Lagos - Doha - Narita （Addis Ababa/ABU DHABI / DUBAI / ISTANBUL 経由も可）

ケニア：Nairobi - Abu Dhabi (Dubai) - Narita （DOHA 経由も可）

ガーナ：Accra - Dakar - Paris - Narita Accra - Dubai - Narita

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

- 1) ナイジェリア国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしています。特に首都アブジャを含む連邦首都区 (FCT) 及びラゴス州の宿泊料については、一律 22,300 円/泊として計上してください。この単価適用の場合は、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。(その他の地域の宿泊料は「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」通りです。)
- 2) ケニア国内における宿泊について、安全対策措置として23時～5時の空港～市内間の移動を禁止しているため、事務所が指定する空港周辺ホテルのみ宿泊可能となります。よってその場合は領収書による実費精算となります。23時～5時に空港～市内間の移動をしない場合は、経理処理ガイドライン通りです。見積積算上の宿泊料は、いずれの場合も経理処理ガイドラインの基準額(上限)を用いてください。

別紙3：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/エコシステム形成・強化</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/○○○○</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>政策・法制度</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	

ウ) 語学力	2
エ) その他学位、資格等	3
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>インパクト投資ファン ド</u>	(12)
ア) 類似業務の経験	8
イ) 対象国・地域での業務経験	-
ウ) 語学力	-
エ) その他学位、資格等	4

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期：「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施方法：Microsoft-Teamsによるカメラオンでの実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。

- (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。

① Microsoft-Teams を使用する会議

競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsの音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

② 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者からJICAが指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) JICA 在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以上